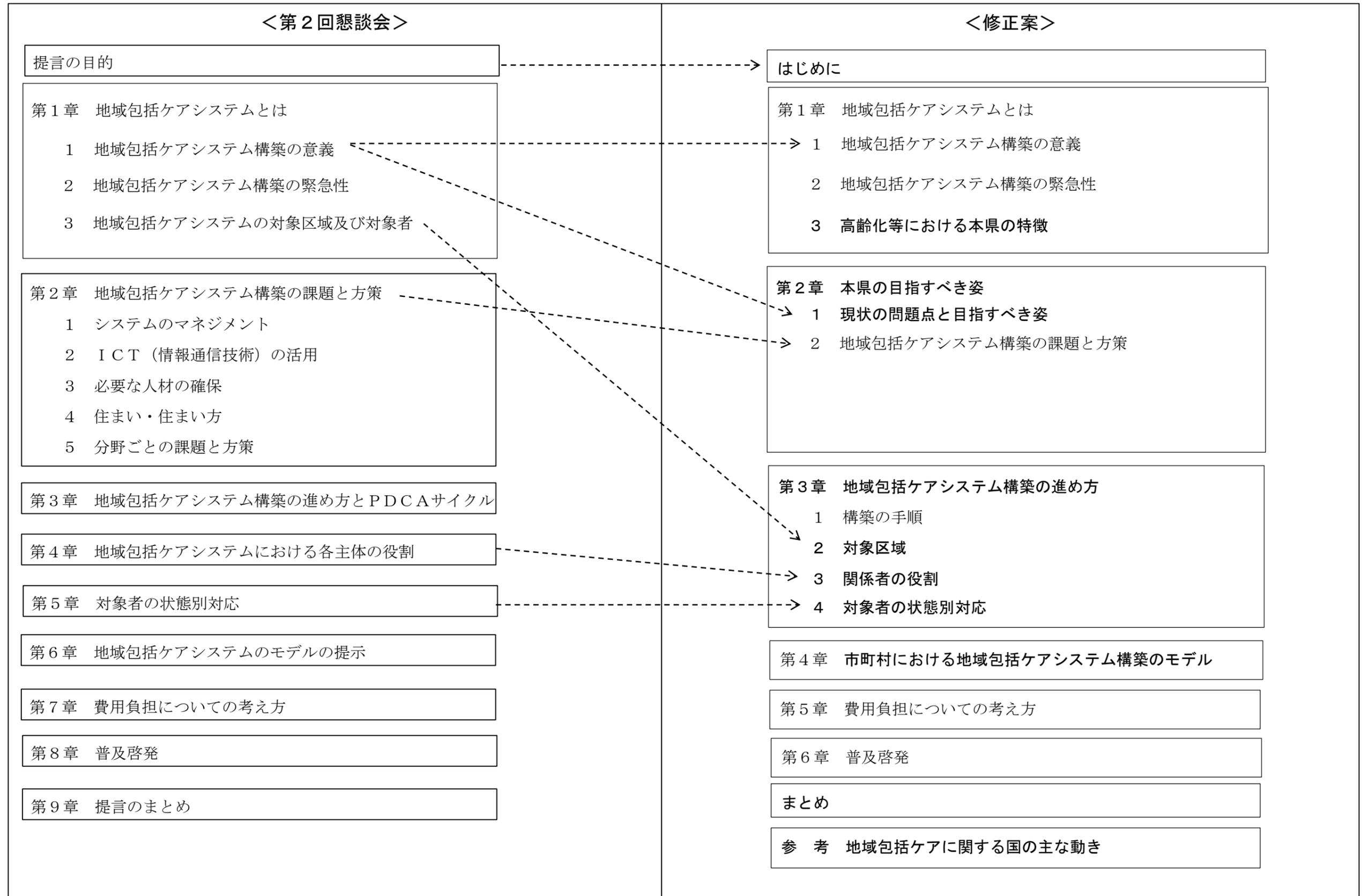


提言（案）の第2回懇談会からの主な修正点

○ 章立て等の変更



はじめに

「提言の目的」に加え、以下の地域包括ケアシステムを構築するに当たっての**基本的な考え方のポイント**を記載。

1 各地域の実情に合った形で構築する

本県の各地域の状況は、都市部から山間地まで千差万別であり、地域内の社会資源の状況や産業、歴史、伝統なども大きく異なっている。また、高齢化率や要介護認定率など高齢者の状況も地域によって様々である。

地域包括ケアシステムは、こうした地域の実情に応じて構築すべきものであり、各地域では、十分に話し合い、自分たちの地域の状況に合った形をつくり上げていくことが重要である。

2 自助・互助を含め、地域全体で支え合う

今後の急速な高齢化の進行を考えると、高齢者に必要なニーズをすべて公的な支援や保険制度で賄うことは困難であり、自助、互助を含め地域全体で支え合っていくことが必要である。また、地域包括ケアシステムの構築は、医療、介護だけでなく、住まいや移動、食事、見守りなど地域の生活支援機能全般を高めることに通ずるという意味では、まさにまちづくり、地域づくりである。どのようなわがまち、わが地域をつくっていくかという視点を持ちながら、地域包括システムを構築していくことが重要である。

3 住民に情報提供し、システム等について啓発する

地域包括ケアシステムは住民のために構築するものであり、住民が利用するためのものである。住民がこのシステムについて十分知った上で、自らが医療や介護等が必要になったときの生活のあり方や、最期の迎え方等について考えておくことが望まれる。そうした点からは、システムを構築する段階から住民に情報提供し、住民の参加を得て構築していくことが求められる。

(本文 P. 3～4 参照)

第1章 地域包括ケアシステムとは

3 高齢化等における本県の特徴

- 本県は、高齢化等の状況について**市町村間での地域差が大きい**という特徴があり、各地域では、自らその状況をよく考え、自分たちの地域の状況にあった地域包括ケアシステムをつくり上げることが重要である旨を記載。(本文 P. 15～16 参照)

第2章 本県の目指すべき姿

2 地域包括ケアシステム構築の課題と方策

(4) 生活支援

生活支援サービスの充実は大きな課題であるため、項目として設け、以下の内容を記載。

- 生活支援サービスには、配食など**市場化できる支援**もあれば、声かけや見守りなど**地域社会で提供される支援**もある。
- 生活支援サービスの充実に当たっては、**元気な高齢者に活躍してもらう**ことも有効。
- 市町村は、地域の実情に応じ**NPO、民間企業等の担い手を支援する体制を充実・強化**していくとともに、**地域コミュニティの再構築**を図ることや、**地元の商店、コンビニ等と協定**を締結し、異変を感じたときすぐに関係機関へ情報提供される仕組みを整えることなどが重要。

(本文 P. 28～29 参照)

(5) 住まい・住まい方

- 老朽化した住まいの代替として、空家が利用できる仕組みを検討することも有効な手段である旨を追加。
- **低所得の要介護者向け住まいの確保**として、公営住宅以外に以下の内容を追加。
 - ・ **介護が必要な低所得の高齢者が利用できる施設**（地域に密着した**小規模の施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム**など）も**地域のニーズに応じて確保が必要**。
 - ・ **既存の空家等**を活用した低廉な家賃の住まいを確保し、併せて見守りや日常的な生活相談等の生活を支援する取組を検討すべき。

(本文 P. 30～32 参照)